

特定非営利活動法人 関西芸術振興会・関西歌劇団

定 款



特定非営利活動法人 関西芸術振興会・関西歌劇団定款

第1章 総則

(名称)

第1条. この法人は特定非営利活動法人 関西芸術振興会・関西歌劇団という。

(事務所)

第2条. この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市都島区片町2丁目4番14号TAKUTOビル7階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条. この法人は、あらゆる人々に対して芸術文化の振興に関する事業を行い、国民文化の普及、発展、向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条. この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表の次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1).まちづくりの推進を図る活動
- (2).学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3).国際協力の活動
- (4).子どもの健全育成を図る活動
- (5).前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条. この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1).特定非営利活動に係る事業

- ①一般市民の音楽・オペラ等の広範な芸術鑑賞のための公演・展示に関する事業
- ②広範囲な地域での音楽をはじめとする芸術活動及び音楽の教育に関する事業
- ③芸術文化に関する調査研究・資料刊行に関する事業
- ④その他目的を達成するために必要な事業

(2).その他の事業

- ①興行業
- ②物品販売業

- 2 その他の事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業にあてなければならない。

第3章 会 員

(種別)

第6条. この法人の会員は、次の3種類とし、正会員及び団員をもって法上の社員（以下「構成員」という。）とする。

- (1).正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2).団員 入団試験に合格し又はその他の方法により、一定の演劇技能を有することが認められた個人
- (3).賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条. 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、本法人に入会申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

- 2 団員として入会しようとする者は、本法人が主催する入団試験に合格し、又は、同入団試験の合格水準に達する演劇技能を有することが認められる書類を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条. 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。但し、理事会で決定したのに対して納入を免除することが出来る。

(会員の資格の喪失)

第9条. 会員が次の各号の一に該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1).退会届を提出したとき。
- (2).本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3).継続して1年以上会費を滞納し、理事会において納入の意思がないものと判断したとき。
- (4).除名されたとき。

(退会)

第10条. 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなくてはならない。

- (1).この定款に違反したとき。
- (2).この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条. この法人に次の役員を置く。

- (1). 理事 3人以上
 - (2). 監事 1人又は2人
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第13条. 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事の中から指名した順序により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1). 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2). この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3). 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4). 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5). 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第15条. 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠のため又は増員によって選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条. 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条. 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1). 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。
- (2). 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (3). 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条. 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(評議員の定数、選任、任期及び解任)

第 19 条. この法人には評議員をおくことができる。

- 2 評議員は理事会で選出し理事長が任命する。
- 3 評議員のうちには、役員 of いずれか 1 人とその配偶者若しくは 3 親等以内の親族の数又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その配偶者若しくは 3 親等以内の親族の合計数が評議員現在数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 評議員には、第 15 条から第 18 条までの規定を準用する。この場合において、これら規定中「役員」若しくは「理事又は監事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 20 条. 評議員は評議員会を組織しこの定款に定める事項の外、理事会の諮問に応じかつ必要な助言を行う。評議員会は理事長が必要に応じ招集し、理事長が議長を務める。

第 5 章 総 会

(種別)

第 21 条. この法人の総会は、通常総会と臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条. 総会は、構成員をもって構成する。

(権能)

第 23 条. 総会は、以下の事項について議決する。

- (1).定款の変更
- (2).解散
- (3).合併
- (4).事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5).事業報告及び活動決算
- (6).役員を選任又は解任及び職務
- (7).その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条. 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1).理事会が必要と認めたとき。
- (2).構成員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
- (3).第14条第5項第4号の規定により監事からの招集があったとき。

(招集)

第25条. 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条. 総会の議長は、その総会において、出席した構成員の中から選出する。

(定足数)

第27条. 総会は、構成員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第28条. 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。
- 4 構成員の議決権は口数と関わりなく平等に一票を与える。

(表決権等)

第 29 条. 構成員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における第 27 条、第 28 条、第 30 条第 1 項第 3 号及び第 51 条の規定の適用においては、その構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条. 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1). 日時及び場所
 - (2). 構成員の現在数
 - (3). 出席した構成員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
 - (4). 審議事項及び議決事項
 - (5). 議事の経過の概要及びその結果
 - (6). 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において出席した構成員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条. 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条. 理事会はこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1). 事務局の組織及び運営
- (2). 総会に付議するべき事項
- (3). 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4). その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条. 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1). 理事長が必要と認めたとき。
- (2). 理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3). 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条. 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条. 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第 36 条. 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 章 資産及び会計

(資産)

第 37 条. この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1). 財産目録に記載された財産
- (2). 入会金及び会費
- (3). 寄付金品
- (4). 財産から生じる収益
- (5). 事業に伴う収益
- (6). その他の収益

(資産の区分)

第 38 条. この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1). 特定非営利活動に係る事業
- (2). その他の事業

(資産の管理)

第 39 条. この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 40 条. この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第 41 条. この法人の会計は、次に各号に掲げる事業に区分する。

(1).特定非営利活動に係る事業

(2).その他の事業

(事業計画及び予算)

第 42 条.この法人の事業計画及び予算は、毎事業年度毎に理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第 43 条.前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条.第 42 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第 45 条.理事長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 46 条.この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 47 条.この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条.予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 事務局

(設置)

第 49 条.この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 50 条.事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1).会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2).収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条.この定款の変更は、総会において構成員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(解散)

第 52 条.この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1).総会の決議
- (2).目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3).構成員の欠亡
- (4).合併
- (5).破産手続開始の決定
- (6).所轄庁の設立の認証の取消し

- 2 総会の決議により解散する場合は、構成員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 53 条.この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、他の特定非営利活動法人又は公益法人で当法人と類似の目的を有するものうち総会で議決したものに譲渡するものとする。

第 10 章 雑則

(公告)

第 54 条.この法人の公告は官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第 55 条.この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1.この規約はこの法人の成立の日から施行する。
- 2.この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1).正会員

入会金	0円
年会費（1口）	30,000円

(2).賛助会員

個人年会費（1口）	50,000円
団体年会費（1口）	100,000円

- 3.この法人の設立当初の役員は第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず、平成20年6月30日までとする。

理事長	徳岡 昭七郎
理事	井上 敏典
	小山 雄司
	菅生 浩三
	高田 昌
	西岡 信雄
	山中 俊夫
監事	藤田 敦

- 4.この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5.この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

これは現行定款に相違ありません。

特定非営利活動法人 関西芸術振興会・関西歌劇団

理事 湯浅 契



